

○訪問看護重要事項説明書〔令和 7 年 1 月 1 日現在〕

1 当事業所が提供するサービスについての相談や苦情などの窓口

事業所名：ルミナスの和訪問看護ステーション大阪 TEL：0725-58-7997

担当：日高 奈々美

2 事業所名 ルミナスの和訪問看護ステーション大阪の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	株式会社 ホリスティックメディカル
代表者	中 ルミ
事業所名	ルミナスの和訪問看護ステーション大阪
所在地	大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1-1-7
介護保険指定番号	訪問看護（事業所番号：2765490079）
サービス提供地域	泉北郡忠岡町、泉大津市、高石市、和泉市、岸和田市 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2) 営業時間

月 ～ 金	午前9：00 ～ 午後6：00 上記、営業日・営業時間の他、電話等による24時間連絡が可能な体制とする (但し、夜間帯は緊急時訪問看護加算契約者のみ利用可)
-------	--

(3) 職員体制

	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3名 以上
理学療法士、 作業療法士	同上	1名 以上
事務員	事務・請求業務	1名

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 事業の目的、運営方針

＜事業の目的＞

利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅においてご利用様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

＜運営の方針＞

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。

事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

＜利用料など＞

基本利用料として健康保険法または長寿医療制度、介護保険法、介護予防法に規定する。
厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については、別途定める料金表によって説明をおこない、同意を得るものとする。

1、（１）医療保険（健康保険法、長寿医療制度）

健康保険法または長寿医療制度に基づく額を徴収する。

（２）介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の１割または２割または３割を徴収する。

ただし、居宅サービス支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

2、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

4 提供するサービスの内容及び提供方法

主治医の指示に基づいて看護師が訪問し在宅において療養上必要な診療の補助である看護サービスの提供をおこないます。

健康相談・・・血圧、体温、脈拍などの測定、健康チェックと助言、病状の観察と助言

日常生活の看護・・・清潔のケア（入浴・シャワー介助）、食生活の援助、排泄介助、

褥創予防のためのケア、散歩などに付き添い（リハビリ目的）、日常生活自立の支援

終末期の看護・・・在宅での看取り、苦痛緩和のケア、家族支援

治療促進の為の看護・・・褥創の処置・予防、その他創部の処置、人工肛門、留置カテーテルや在宅酸素などの管理援助、服薬管理の支援、その他主治医の指示による処置、リハビリ、マッサージ

家族・介護者の相談・・・介護・日常生活に関する相談、精神的支援

代替療法・・・アロマセラピー、ヒーリング、アートセラピー、ヨガストレッチ

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

6 ご利用にあたってのお願い

病院と同じように毎月初めの訪問時に介護保険証や医療保険証、医療受給者証などを確認させていただきますのでご協力ください。

これらの保険証の更新や、内容に変更があった場合は必ずお知らせくださいますようお願いいたします。

7 その他

1、利用者様のご家族に対するサービスの提供はできません。

2、調理、洗濯、掃除、買い物、買い物の付き添いは基本的にできませんのでご了承ください。

3、訪問時のお茶菓子などのお気遣いは無用です。

4、訪問時手洗いをさせていただきたいので洗面室を利用させていただきますようお願いいたします。

5、訪問到着時間は前の利用者様の状態や交通事情により前後することがございますのでご了承ください。

8 保険の適用範囲を超える場合の料金（税込）

保険には点数や回数制限があります。それを超えた場合の費用は保険利用料金の10割となります。

項目	基本料金	内容
訪問看護・ケア料金（個人契約）	4,000円	30分まで
//	8,000円	60分まで
訪問看護・ケア料金（施設・団体契約）	5,000円	30分まで
//	9,000円	60分まで
時間外加算	2,000円/回	6時～9時、18時～22時
//	4,000円/回	22時～6時
12月30日～12月31日	2,000円/回	基本料金+60分毎に
1月1日～1月3日	4,000円/回	基本料金+60分毎に
エンジェルケア（死後の処置）	20,000円/回	

利用料の支払方法は毎月月末締めとし、毎月20日頃までに前月ご利用分を請求いたしますので、あらかじめ指定の方法で26日頃までにお支払いください。

9 訪問看護指示書の料金について

医師の指示により看護師が訪問しておりますので、主治医の指示書が必要となります。
主治医より指示書を記入してもらった場合、文書料が発生いたします。利用者様の負担となりますのでご了承ください。指示書の期間は各主治医の判断で1ヶ月～6ヶ月となります。
基本的に主治医からの指示書を確認後、訪問開始となります。

10 その他の費用

- (1) サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、必要な衛生材料（紙オムツ、ゴム手袋、絆創膏、ガーゼ等）、アロマオイルの費用は利用者様負担となります。アロマオイル代5ml 100円。
- (2) 交通費 1回につきステーションからの片道距離につき往復料金として以下の金額を請求させていただきます。

【医療保険】	
3km 未満	無料
3 km以上5 km未満	300円(税込)
5 km以上1 km増すごとに	100円(税込) ずつ追加
*駐車料金・公共交通機関・高速料金・タクシー実費	
【介護保険】	
・ 泉北郡忠岡町、泉大津市、高石市、和泉市、岸和田市内	無料
・ 上記以外 3km 未満	無料
3 km以上5 km未満	300円(税込)
5 km以上1 km増すごとに	100円(税込) 追加
*駐車料金・公共交通機関・高速料金・タクシー実費	
☐ 泉北郡忠岡町、泉大津市、高石市、和泉市、岸和田市 ☐ 上記以外 無料 km 円 / 毎回	

(3) キャンセル料金

訪問看護利用日の前日まで 無料

訪問看護利用日の当日 利用者負担 2,500円(税込)

※サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。

ただし、利用者様の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は不要です。

1 1 ご自宅で看取りをお考えの家族様へ

ご自宅で終末期の看取りを希望される場合、主治医との連携を図り、看取り看護をおこなっています。終末期の状態に応じて説明しながら援助させていただきます。

清拭・更衣などを希望される場合

息を引き取られてからの訪問は保険請求することができません。

この場合は実費負担となりますことをご了承ください。

利用料(税込)

	9時～18時	6時～9時、18時～22時	22時～6時
30分未満	4,720円	5,900円	7,080円
30分以上60分未満	8,300円	10,380円	12,450円
60分以上90分未満	11,380円	14,230円	17,070円

1 2 苦情の対応について

当事業所職員の対応や待遇についてのご不満がありましたら、ご遠慮なく管理者までお申し出ください。なお各市区町村でも苦情相談窓口がございます。

【行政の苦情相談窓口】

忠岡町高齢介護課 電話 0725-22-1122

大阪府国民健康保険団体連合会 電話 06-6949-5418

1 3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・お客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為・ハラスメント・暴言・暴力等を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください

1 4 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

【 法人の概要 】

法人名	株式会社ホリスティックメディカル
資本金	8,000,000円
社員数	42名（契約社員含む）令和6年7月現在
設立	平成30年 2月
所在地	千葉県千葉市稲毛区小仲台 6-2-7 富士ビル501号室
代表者	代表取締役 中 ルミ

【 事業内容 】 訪問看護事業

【事業者】

千葉県千葉市稲毛区小仲台 6-2-7 富士ビル501号室
株式会社ホリスティックメディカル
代表取締役 中 ルミ

【事業所】

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1-1-7
ルミナスの和訪問看護ステーション大阪
管理者 日高 奈々美